

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 目的

中小・小規模事業者は、日ごろの事業活動を通じ、地域経済の循環や雇用の創出など極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、近年多発している大規模自然災害や感染症の影響により事業の継続に支障をきたす事態が生じている。

一方、これらへの対策は、一部の事業者に留まっているのが現状であり、中小・小規模事業者が被災すればその後の事業継続に多大な影響が生じることとなる。地域経済の原動力である中小・小規模事業者の経営強靱化に資するべく、改正小規模事業者支援法における「事業継続力強化支援」に則り、防災・減災対策について支援するべく本計画を策定する。

II. 現状

【地域の概要・立地】

本町は、人口13,262人(2022年3月末現在)、福島県のほぼ中央に位置、東西北の三方を会津磐梯山、安達太良山などに囲まれ、南は猪苗代湖に接するなど雄大な自然を有している。福島市、郡山市、会津若松市の県内主要都市に接するほか、東北自動車道、磐越自動車道など首都圏からのアクセスの良さも加わり県内有数の観光リゾート地となっている。

産業は、宿泊業、飲食業を中心に小売業、食品製造業、運輸業など観光業を基幹とした事業所が構成している。



(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、長瀬川流域の月輪地区、千里地区において、0.5m～5.0mの洪水浸水想定区域に指定、被害が予想されており、小売業や飲食業が多く立地している。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、樋ノ口地区において、急傾斜地の崩壊、土石流などの土砂災害が発生する警戒区域に指定されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%～26%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

当町は、観光業が基幹産業であり、宿泊業・飲食業はじめこれら事業に従事する住民も多い。そのため感染症がまん延した場合、風評被害並びに町民の生命・健康など地域経済に重大な影響を与える恐れがある。実際、人口10万人当たりの新規感染者数が福島県内市町村で最多となった時期があり、地域経済への影響は大きいものであった。

(その他)

当町は、特別豪雪地帯に指定、豪雪による交通網のまひや雪害にも警戒する必要がある。また、周囲には、会津磐梯山、安達太良山の両活火山が位置、各火山防災マップが策定されるなど噴火による災害発生の可能性が示されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 710者
- ・小規模事業者数 597者

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製 造 業	45	38	町内に点在
建 設 業	113	110	町内各地に点在
卸・小売業	163	125	中心市街地を中心に町内各地に点在
飲食・宿泊業	189	175	町内各地に点在
サービス業	162	122	中心市街地を中心に町内各地に点在
そ の 他	38	27	町内各地に点在
合 計	710	597	

平成28年経済センサスより

(3) これまでの取組

①猪苗代町の取組

ア)「猪苗代町地域防災計画」の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき町及び町内の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したもので、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限に食い止め、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的に策定、令和3年3月に一部修正を行っている。

②猪苗代町商工会の取組

ア) 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・窓口及び巡回相談時の周知説明、ホームページや会報での情報掲載

イ) 経営リスクに備えるための取扱保険制度への加入促進

- ・商工会ビジネス総合保険、業務災害補償プランなど事業者の経営リスクに総合的に補償する制度の紹介と加入勧奨

Ⅲ. 課題

2011年東日本大震災や2019年台風19号等の大規模自然災害が発生した場合、地域商工業者の被害状況調査の実施内容、被害状況把握について猪苗代町との協力体制が事前に整備されていなかった。また、事業者BCPに関する啓蒙活動の継続と感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りやリスクファイナンスとして保険の必要性を周知することなどが必要である。

Ⅳ. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知するとともに、事業者のBCP計画や事業継続力強化計画の策定を推進する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時、拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年7月1日～令和9年6月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・猪苗代町商工会と猪苗代町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険制度の概要紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年3月策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険(株)はじめ、全国商工会連合会ビジネス総合保険取扱保険会社と連携し会員非会員会員を問わず「商工会のビジネス総合保険制度」を提案、必要に応じ保険会社に依頼し制度普及のためのセミナー等を開催する。

4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談の際、事業者BCPや事業継続力強化計画の取組状況について確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・本計画策定後は、大規模な自然災害が発生したと仮定し猪苗代町との連絡ルートの確認を行う。必要に応じ訓練を実施する。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害発災時は、人命救助を優先に来館者や職員の安全確保と二次被害の防止を最優先し、そのうえで下記手順により地区内被害状況を把握、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。確認については、SNSを利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し当会と当町で共有する。
- ・当町にて新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、職員の体調確認を行うとともに、各事業所の消毒、手洗い等の徹底を行う。
- ・感染拡大や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づく感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や被害状況を確認後、当会と当町の間で協議し、被害状況に応じた応急対策の方針を決定

する。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急相談窓口の開設</li> <li>・ 被害調査と被害による経営課題の把握</li> <li>・ 復旧復興支援策活用による支援業務の実施</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急相談窓口の開設</li> <li>・ 被害調査と被害による経営課題の把握</li> <li>・ 復旧復興支援策活用による支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない</li> </ul>	特に対応なし

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【当会と当町の間で被害情報等の共有を行う間隔】

期間	情報共有等を行う間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する（11時、16時）
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する（15時）
1ヶ月以降	1週間に1回共有する（毎週水曜日）

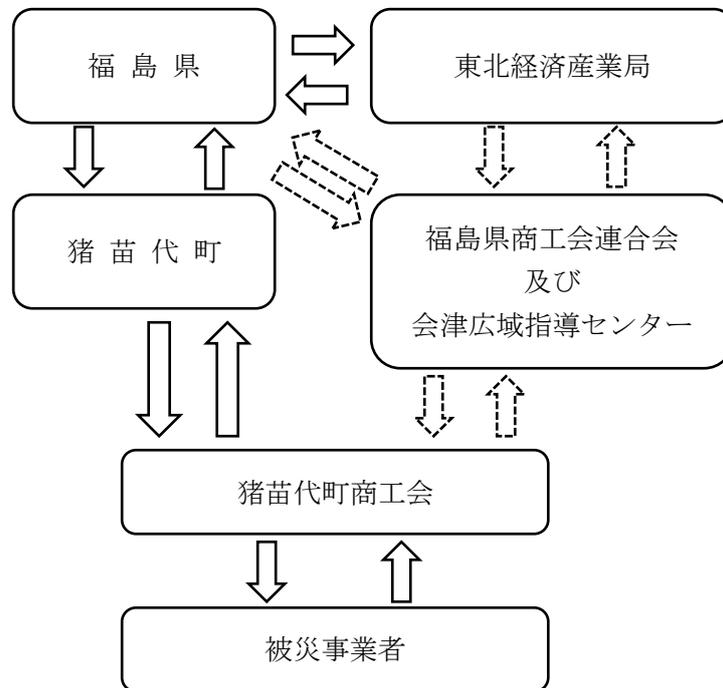
※当町で取りまとめた行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

※職員全員が被災等により応急対策ができない場合、大まかな被害状況を確認し3日以内に情報共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、当会と当町にてあらかじめ確認する。共有した情報は、速やかに福島県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定した方法で報告する。

【指揮命令・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設について、猪苗代町と相談、安全性が確認された場所に設置する。また、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な国、県、町等の被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へホームページ等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和4年6月現在)		
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;">猪苗代町</div>	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">⇄ 連携</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 250px; margin: 0 auto;"><p><b>【猪苗代町商工会】</b> <u>職員数：6名</u> 事務局長 1名 法定経営指導員 2名 経営支援員 3名</p></div>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先 氏名：渡部 理映子、星 純一郎 連絡先：0242-62-2331		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）		
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先		
①商工会／商工会議所 猪苗代町商工会 〒969-3111 福島県耶麻郡猪苗代町字沼田 3972-1 TEL：0242-62-2331 FAX：0242-62-4788 E-mail：sci@inawashiro.com		
②関係市町村 猪苗代町（商工観光課） 〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100 TEL：0242-62-2117 FAX：0242-62-5175 E-mail：syoukan@town.inawashiro.fukushima.jp		
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
①BCP専門家派遣費	100	100	100	100	100
②BCP普及啓発に係る関係諸費(印刷・郵券)	150	150	150	150	150
③防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福島県補助金、猪苗代町補助金、各種事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等